

改正

平成14年3月15日本部訓令甲第4号
 平成14年9月27日本部訓令甲第24号
 平成20年3月6日本部訓令甲第3号
 平成23年2月28日本部訓令甲第2号
 平成27年3月3日本部訓令甲第5号
 平成30年3月7日本部訓令甲第3号
 令和元年12月3日本部訓令甲第8号

所属長章等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

所属長章等の取扱いに関する訓令

署長章等の取扱いに関する訓令（昭和56年群馬県警察本部訓令甲第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、所属長章等（本部長章、部長章、統括官等章、所属長章、副隊長章、署長（警視正）章、署長（警視）章、副署長章及び次長章をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（着装及び形状等）

第2条 次表第1欄に掲げる職にある警察官（以下「所属長等」という。）は、制服着用時においては、同表第2欄に掲げる所属長章等を着装するものとする。ただし、職務上支障があると認める場合は、この限りでない。

第1欄	第2欄
本部長	本部長章
部長	部長章
統括官	統括官等章
本部の部の分課、警察学校及び部の附置機関の長並びに理事官	所属長章
本部の部の附置機関の副隊長	副隊長章
警察署長（警視正）	署長（警視正）章
警察署長（警視）	署長（警視）章
副署長	副署長章
次長	次長章

2 所属長章等の形状は別表第1から第6に掲げるとおりとする。

（交付）

第3条 本部長は、職員を所属長等に任命したとき（国家公安委員会が任命したときを含む。）は、所属長章等を交付するものとする。

（着装する位置）

第4条 所属長等は、所属長章等の下端が右胸ポケットの中央上部5ミリメートルに位置するように装着するものとする。

（交付台帳の備付等）

第5条 警務部装備施設課長は、所属長章等交付台帳（別記様式）を備え付け、所属長章等の交付状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日本部訓令甲第24号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。（後略）

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。